

社会保障審議会 介護保険部会(第115回)

資料3

令和6年12月9日

介護DXの先行実証について(報告)

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

第2回医療DX推進本部 (令和5年6月2日)資料3 社会保障審議会 介護保険部会(第113回)

令和6年7月8日

(第113回) 資料1

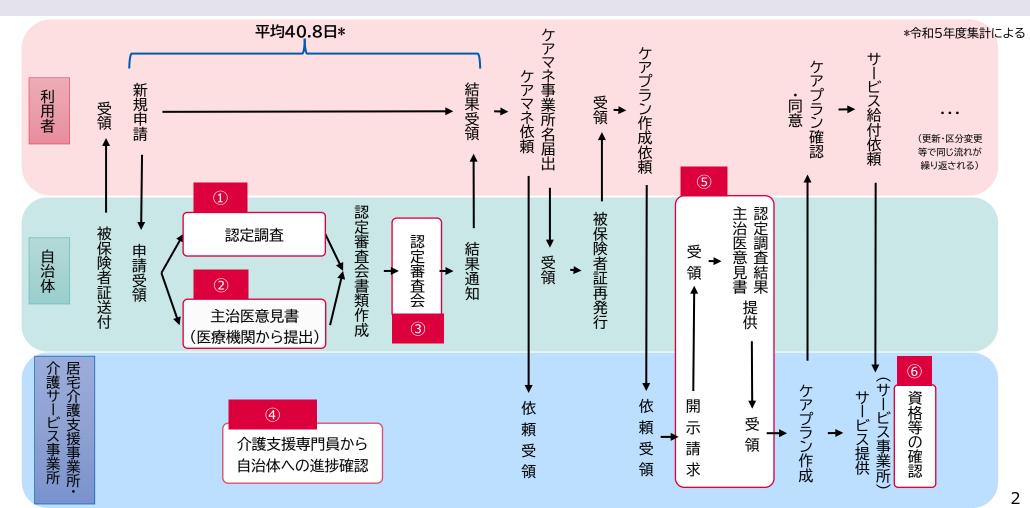
2023年度 2024年度 2025年度 2026年度~ (令和5年度) (令和8年度~) (令和6年度) (令和7年度) マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等 ▼保険医療機関等のオンライン資格確認の原則義務化 マイナンバーカードと健康 訪問診療等、柔道整復師・あん摩マッ サージ指圧師・はり師・きゅう師の施〉 ○令和6年秋 運用開始 保険証の一体化の加速等 保険証廃止 術所等でのオンライン資格確認の構築 スマホからの資格確認の構築 運用開始 生活保護(医療扶助)のオンライン資格確認対応 運用開始 医療機関・薬局間での共有・マイナポでの閲覧が可能な医療情報を拡大 概ね全ての 電子処方箋 電子処方箋を実施する医療機関・薬局を拡大 医療機関・薬局で導入 情報共有基盤の整備 全国医療情報プラットフォームの基盤構築 共有等が可能な医療情報 診療情報提供書・退院時サマリーの交換 (電子カルテ情報共有サービス(仮称)の整備) 電子カルテ情報 検査値〔生活習慣病、救急〕、アレルギー、薬剤禁忌、傷病名等を共有 の範囲の拡大 順次、医療機関、共有する医療情報を拡大 救急時に医療機関等で患者の医療情報を閲覧できる レセプト情報 運用開始し、普及 仕組みの整備 医療情報化支援基金の活用による電子カルテ情報の標準化を普及 電子カルテ情報の標準化等 >>>> 本格実施 標準型電子カルテα版提供開始 医療機関・薬局間だけでなく、自治体、介護事業所と情報を共有、マイナポで閲覧に加え、申請情報の入力 下記について全国的に運用 自治体・医療機関/介護事業 自治体システムの標準化、共有すべき文書の標準化・クラウド化 · 公費負担医療、地方単独医療費助成 所間の連携 等 ・予防接種 業務運用の見直し ・自治体が実施する介護、 · 母子保健情報 医療機関・自治体との 先行実施 ・介護 予防接種、母子保健等の事 情報連携基盤の整備 ・自治体検診 国民に直接メリットがある機能を開始 ⇒ ⇒ 機能・実施自治体を拡大 業の手続に必要な情報の連 実証事業 ・感染症届出 携 診断書等の自治体への電子提出の実現 マイナポの申請サイトの改修 順次、対象文書を拡大 民間PHR事業者団体等と連携したライフログデータ標準化、 医療機関実証、2025年大阪・関西万博も見据えたユースケース創出支援 順次、ユースケースを拡大 医療機関等のシステムについて、診療報酬の共通算定モジュールを通し、抜本的にモダンシステム化 マスタ及び電子点数表 マスタの開発・改善 マスタ・コードの標準化の促進 電子点数表の改善 改善版の提供開始 提供拡大 診療報酬改定DX 〔医療機関等システムのモ ➡ 医療機関・ベンダの負担軽減 本格実施 ダンシステム化〕 共通算定モジュールのα版提供開始 機能を更に追加しながら、 先行医療機関で実施、改善 共通算定モジュールの設計・開発 医療機関数を拡大 順次、機能を追加

1

➡ 医療機関・ベンダの更なる負担軽減

介護DXの先行実証について

- 令和6年度の先行実証として、要介護認定事務の電子化(大分市:②⑤、別府市:②)や、介護事業所における電子による資格等の確認(大分市、都城市:⑥)について実証を実施。(令和7年1月中旬から開始予定。)
- 先行実証で明らかになった課題を踏まえながら、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始(※)に向けて検討を進める。
 - ※ 介護情報基盤の整備等により、①~⑥が電子化される。



要介護認定事務及び資格等確認の電子化における先行実証の概要

	事務手続	現状・課題及び電子化の概要	先行実証実施 の有無
1	認定調査	認定調査の情報が電子的に共有できないため、審査会書類の準備や開示請求事務対応に時間を要している。 ⇒認定調査の内容について、介護情報基盤経由での電子的共有が可能となる。	_
2	主治医意見書 の提出	医療機関の主治医は、市町村に対し、主治医意見書を <u>郵送する場合、3 ~ 4 日</u> を要している。 ⇒医療機関から市町村に対し、介護情報基盤経由での電子的提出が可能となる。	〇:大分市 別府市
3	認定審査会の 開催	市町村の介護保険担当部署は、認定審査会の委員(5名程度)に対し、審査会書類を <u>郵送する場合は、大量の資料の印刷等にかかる負担が発生するとともに、郵送に3~4日</u> を要している。 ⇒認定審査会資料について、審査会委員に対し、介護情報基盤経由での電子的共有が可能となる(※)。 ※先行実証時には実装しないが、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて検討中。	_
4	認定事務の 進捗確認	ケアマネジャーは、担当する利用者の認定事務の進捗を電話等で市町村の介護保険担当部署に確認している。自治体によっては、 <u>月で数百件の電話対応</u> が発生し、電話対応だけ委託しているケースもある。 ⇒認定事務の進捗状況や結果について、介護情報基盤経由で随時確認可能となる(※)。 ※先行実証時には実装しないが、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて準備中。	_
(5)	認定情報の 開示請求	ケアマネジャーは、ケアプラン作成に当たり、認定情報を参考とするため、市町村へ開示請求の上、市町村からの郵送又は市町村窓口での受け取りにより入手している。 <u>郵送する場合は、3 ~ 4 日</u> を要している。 <u>市町村窓口では、数時間待たされる</u> こともある。 ⇒ケアプラン作成に当たり必要な情報について、介護情報基盤経由で随時確認可能となり、開示請求事務対応が不要となる。	○:大分市 (別府市は独自の 取組で実施済み)
6	資格等の 確認	介護保険法令上、被保険者がサービスを受ける際には、事業所に被保険者証や負担割合証等を提示することとされているが、被保険者においては複数の証を管理・提示する負担が、事業者においても被保険者が証を紛失していた場合に再度訪問する負担等が生じている。 ⇒サービス利用時における複数の証の提示が簡素化される。	○ : 大分市 都城市